

資料 1

調査員名簿

氏 名	ブロック	地 区	備 考
1 石田 充利 2 石橋 剛 3 高島 ゆかり 4 伊達 剛	東 部	伊 東 三 島 沼 津 富 士	グループリーダー
5 早川 眞 6 杉山 智之 7 鈴木 武 8 岡山 実夫 9 酒井 信吾 10 亀山 靖生 11 松本 年央 12 成島 章文 13 油井 眞吾 14 伊藤 貴広	中 部	清 水 清 岡 静 岡 静 岡 静 岡 静 岡 静 岡 静 岡 志 太 志 太	グループリーダー グループリーダー
15 鈴木 貴博 16 伊藤 哲郎 17 坂田 卓也 18 鈴木 美智子 19 堀内 秀哲 20 中村 利夫 21 中谷 悟 22 平野 克典	西 部	小 笠 浜 松 浜 松 浜 松 浜 松 浜 松 浜 松	グループリーダー グループリーダー
23 西山 洋雄 24 山崎 勝弘 25 木村 精治 26 塩見 寛 27 倉田 裕司	東 部 東 部 中 部 中 部 西 部	三 島 富 士 清 水 静 岡 中 遠	景観整備機構 〃 〃 〃 〃

SHEC 構成員

	ブロック	地区	会員No.	氏名
1	東部	賀茂	1010044	中村由紀男
2	東部	伊東	1020014	石田充利
3	東部	三島	1040032	岡本憲尚
4	東部	三島	1040069	鈴木幸子
5	東部	三島	1040087	西山洋雄
6	東部	三島	1040167	石橋 剛
7	東部	沼津	1050107	高島ゆかり
8	東部	沼津	1050118	千野慎一郎
9	東部	沼津	1050123	寺西 博
10	東部	沼津	1050126	中田健治
11	東部	沼津	1050177	山田法人
12	東部	富士	1080036	植松孝弘
13	東部	富士	1080113	佐野光司
14	東部	富士	1080263	山崎勝弘
15	東部	富士	1080304	伊達 剛
16	東部	富士	1080344	望月有光
17	東部	富士	1080346	美甘紀子
18	中部	清水	1090056	木村精治
19	中部	清水	1090058	栗田正光
20	中部	清水	1090094	鈴木悦夫
21	中部	清水	1090129	早川 眞
22	中部	清水	1090132	原田正信
23	中部	清水	1090215	杉山智之
24	中部	静岡	1100023	石川春乃
25	中部	静岡	1100058	岡山実夫
26	中部	静岡	1100059	岡山晋也
27	中部	静岡	1100075	片桐秀夫
28	中部	静岡	1100084	亀山靖生
29	中部	静岡	1100162	鈴木 武
30	中部	静岡	1100221	濱 道雄
31	中部	静岡	1100384	酒井信吾
32	中部	静岡	1100390	塩見 寛

	ブロック	地区	会員No.	氏名
33	中部	清水	1100402	中野匡人
34	中部	静岡	1100405	成島章文
35	中部	静岡	1100245	松本年央
36	中部	志太	1110032	伊藤貴広
37	中部	志太	1110176	立石昌江
38	中部	志太	1110197	永田好美
39	中部	志太	1110312	山川貞雄
40	中部	志太	1110336	油井眞吾
41	中部	榛原	1120057	名波正秀
42	西部	小笠	1130068	平松郁生
43	西部	小笠	1130086	村松謙一
44	西部	小笠	1130087	村松浩次
45	西部	小笠	1130089	山下晋一
46	西部	小笠	1130122	鈴木貴博
47	西部	中遠	1140015	江間豊壽
48	西部	中遠	1140030	倉田裕司
49	西部	中遠	1140050	鈴木敬雄
50	西部	中遠	1140079	平川 勇
51	西部	浜松	1160098	小栗幹生
52	西部	浜松	1160153	小林正明
53	西部	浜松	1160163	坂田卓也
54	西部	浜松	1160206	鈴木哲司
55	西部	浜松	1160312	平野克典
56	西部	浜松	1160332	堀内秀哲
57	西部	浜松	1160372	森島正浩
58	西部	浜松	1160384	山田浩正
59	西部	浜松	1160445	伊藤哲郎
60	西部	浜松	1160488	中谷 悟
61	西部	浜松	1160495	小笠原徳明
62	西部	浜松	1160511	中村利夫
63	西部	浜松	1160562	坂田昌代

資料 2

歴史的建造物の維持・保全・活用に関する協定書（案）

公益社団法人静岡県建築士会（以下「甲」という。）と静岡県木造建築工業組合（以下「乙」という。）、静岡県瓦屋根工事業連合会（以下「丙」という。）、及び静岡県左官業組合（以下「丁」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、歴史的建造物の維持・保全・活用を図っていくため、大工、左官、瓦職人の団体と建築士会が強い連携と協力関係を構築し、平常時における対応、地震等の非常時における対応について、協力関係を共有化していくことを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「SHEC」とは、静岡県ヘリテージセンターであり、甲が歴史的建造物の維持・保全・活用のためのネットワーク組織として設置したものをいう。

（平常時における対応）

第3条 甲と乙丙丁は、平常時において次のような協力関係を構築する。

- 2 SHEC と乙丙丁は、常に連絡・調整及び連携を図れる体制を整えておく。
- 3 SHEC と乙丙丁との連絡体制を構築するため、SHEC 構成員のリスト、及び乙丙丁の職人リストを提供し共有する。
- 4 SHEC 構成員リスト、職人リストをそれぞれ共有し、連絡網（ネットワーク体制図）を作成し備えておく。
- 5 建物所有者等からの SHEC への相談・調査依頼に対して、速やかにプロジェクトチームを編成し対応することとしているが、プロジェクトにおいて、職人の力、職人の連携が必要な場合、甲は乙丙丁に連絡・要請する。
- 6 歴史的建造物の工法・技術、建材等の理解を相互に深めるための連携活動、研修等を企画、実施する。

（地震等の非常時における対応）

第4条 甲と乙丙丁は、地震等非常時において次のような態勢を整え協力関係により行動する。

- 2 甲と乙丙丁は、地震等の非常時における連絡網（ネットワーク体制図）を作成し備えておく。
- 3 SHEC による被災状況調査により、応急措置を図る必要がある場合、甲は乙丙丁に連絡・要請する。

（協力のための準備）

第5条 甲乙丙丁は、この協定の維持及び改善のため、担当者による打合せ会議を定期に開催する。

- 2 乙丙丁は、甲が毎年度開催する静岡県ヘリテージマネジャー大会に参加し、協力関係の維持・遂行に努める。

(協定の効力)

第6条 この協定の期間は、締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに甲乙丙丁のいずれかが文書により異議の申し出をしない限り、さらに1年間延長するものとし、その後において期間満了した時も同様とする。

(疑義の解決)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙丙丁が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため本書4通を作成し、甲乙丙丁記名捺印のうえ各自1通を保有する。

平成26年 月 日

甲 静岡市葵区御幸町9-9
公益社団法人 静岡県建築士会
会長

乙 静岡市駿河区登呂2-8-30
静岡県木造建築工業組合
理事長

丙 藤枝市下藪田141-5
静岡県瓦屋根工事業連合会
会長

丁 静岡市駿河区八幡2-2-10
静岡県左官業組合
理事長

日本建築学会歴史的建築総目録データベース

利用規約

1/1 ページ



社団法人 日本建築学会 歴史的建築リスト整備活用小委員会

歴史的建築総目録データベース

since July 2000

利用規約

総則(趣旨・内容)

本規約は(社)日本建築学会建築史・意匠委員会(以下「本委員会」という)に設置される歴史的建築リスト整備活用小委員会(以下「小委員会」という)が、インターネット上で管理・運営する歴史的建築総目録(以下「本データベース」という)の利用について必要な事項を定めるものである。

1. 権利・著作権等

本データベースの著作権等の権利は本委員会に属する。

2. 利用目的

本データベースは、日本国内の歴史的建築に関連する情報を広く収集・公開するもので、建築文化の発展を念頭に置いた、社会活動、教育研究、および個人の学習に利用されることを目的とする。

3. メンバー

メンバーとは、本委員会各支部の運営者により承認された、本データベースの管理・運営に対する協力者を指す。

4. 利用対象

上記利用目的に沿って、本データベースの有効な活用を目指す、または本データベースの発展ならびに充実に寄与する者とする。

5. 利用条件

本データベースの利用にあたり、次に掲げる事項を遵守すること。利用者が本規約を遵守しない場合、小委員会は当該利用者に対し、本データベースの利用制限および停止をできるものとする。

- 記載されている情報を営利を目的として利用しないこと。
- 第三者の著作権その他の権利を侵害するような利用をしないこと。本委員会が特別に承認した場合を除き、本データベースに記載されているいかなる情報も複製、販売、出版その他の如何を問わず、私的利用以外の目的で利用できない。また、第三者に私的利用以外の目的で利用させることもできないものとする。
- 以下に示すような建築文化の発展に供する利用を要望する場合、事前に小委員会に問い合わせること。利用の可否については、小委員会で検討し、本委員会で承認される。
 - 災害時の調査基本台帳として利用する場合
 - 本データベース記載のデータを元に出版等をおこなう場合
- 利用者は本データベースの利用にあたり、規定に反する等により、本委員会または第三者に損害を与えた場合は、かかる損害を賠償するものとする。

6. 免責事項

本データベースに記載されている情報は、必ずしも最新の情報ではないため、本委員会は情報の内容についていかなる保証も行わない。本データベースの利用により発生した利用者の損害に対し、本委員会はいかなる責任も負わず、一切の損害賠償をする義務はないものとする。

7. 規約の変更

本規約の変更・追加は任意に行われるものとする。変更・追加は小委員会により検討され、本委員会が承認する。本規約の追加・変更については、本データベースホームページ上で利用者に周知する。

8. その他

セキュリティポリシー、プライバシーポリシーについては別途定めるものとする。

利用の手引き

[一般検索画面での検索]

当システムでは全文を対象とした文字列検索は、システムの根本的な性質の違い及びサーバー負荷低減の為、用意していません。
検索画面に表示されている「建築類型」「フラグ」「総覧番号」「建築名称」「所在地」「建築年」「構造形式」「設計・施工」「文化財」の欄に検索語を入力し、画面下の「検索実行」ボタンを押して下さい。この際、複数の項目に検索語を入力すると「and検索」になります。
なお「総覧番号」とは、『日本近代建築総覧』ならびに新版、追補・改訂に記載されている番号のことで、6桁の半角数字を入力してください。
検索語の入力を間違えた時は、画面下の「検索条件クリア」を押して下さい。すべての検索項目欄が初期状態に戻ります。
「建築類型」は「民家」「神社」「寺院」「城郭」「近現代建築」「その他」から選択して下さい。
「フラグ」では「現存・非現存・未確認」「承認・未承認」「開示・非開示」が選択できます。
(一般利用では「現存・非現存・未確認」のみ選択できます)
「文化財」は「国宝」「重要文化財」「民俗有形文化財」「特別史跡」「国史跡」「国登録文化財」「都道府県指定文化財」「市区町村指定文化財」「都道府県史跡」「市区町村史跡」「都道府県登録文化財」「市区町村登録文化財」から選択して下さい。
[建築類型別検索画面での検索] (メンバー利用のみ)

ここでは建築類型に応じて、用途や形式、屋根形状、屋根葺材なども表示リストから選択できます。
「民家」は、農家、漁家、商家・町家、社家、下級武士住宅のそれぞれ母屋、はなれ、蔵、廐、門が該当します。
「神社」は、社殿、豊廊・豊屋、社務所・書院、鳥居、神庫、門、末社・境内社などが該当します。
「寺院」は、仏堂、講堂・法堂、塔、回廊・廊、門、鐘楼・鼓楼、庫裏、方丈・客殿・書院、宿坊、経蔵・倉、宮殿・厨子、塀・垣が該当します。
「城郭」は、天守・櫓、御殿・書院、門、蔵、塀が該当します。
「近現代建築」は、江戸末期の洋風要素の加味されたもの、および明治以降のものが該当しますが、その限りではありません。また、近代和風や近代化遺産、現代建築などもここに含まれます。
「その他」は、上記類型にあてはまらない、住宅、茶室、あずまや、陣屋、武家住宅、本陣・脇本陣、藩校、舞台・劇場、橋、御殿・別荘などの主屋、はなれ、蔵、廐、門などが該当します。
「報告書」では、歴史的建築に関連して記載されている各種報告書を検索することができ、さらに、当該報告書に掲載の歴史的建築一覧を表示し、詳細データへもリンクしています。報告書は表題のフリーワード、発行元、発行年から検索できます。
[検索結果表示画面]

検索結果表示画面では該当するレコードが20件ごとに簡略表示されます。表示件数は右上のプルダウンメニューから50件、100件、200件が選択できます。
表示順は、1. 建設年(昇順)、2. 所在地(JISコード昇順)、3. 建築名称(五十音順)の順にソートされて表示されます。必要に応じて、「建築年昇順」「建築年降順」「所在地昇順」「所在地降順」「総覧番号」「登録日順」でのソート表示が可能です。
絞り込み検索はできません。
次の20件(50件、100件、200件)を表示させたい場合は画面右下の「次 >>」をクリックして下さい。
前の20件(50件、100件、200件)を表示させたい場合は画面左下の「<< 前」をクリックして下さい。
画面下の数字をクリックすると、20件(50件、100件、200件)毎にジャンプ表示することもできます。
簡略表示一覧の行頭の丸いボタンは、赤丸は所在地のGPS情報が記録されているもの、青丸は位置情報の記録のないものを示します。
「現名称+」をクリックすると、「名称(竣工時名称)」が追加表示されます。
「所在地+」をクリックすると、「竣工時所在地」が追加表示されます。
検索しなおしたい時は、画面上メニューバーの該当のボタンを押して下さい。
簡略表示一覧左上の「エクスポート >>」をクリックすると、画面に表示されているレコードのcsv(コンマ切りテキスト)ファイルを出力します。
簡略表示一覧左上の「Map >>」をクリックすると、位置情報が記録されているレコードを地図上にプロットして表示します。

簡略表示されている、行頭の丸いボタンをクリックすると、該当レコードの詳細画面が表示されます。
(メンバー利用の場合のみ。一般利用ではここから先には進めません)

[詳細レコード表示画面]

建築類型にしたがった詳細レコード画面が表示されます。
「民家」が桃色、「神社」が橙色、「寺院」が緑色、「城郭」が青色、「近現代建築」が水色、「その他」が紫色のメニューバーで表示します。入力・検索の際の目安にしてください。
「用途」「形式&屋根」「参考文献等」「所有者」「新規入力」「修正履歴」はデフォルトでは表示していません。それぞれの文字列をクリックすると記入フィールドが表示されます。

ここから先のレコード情報の修正および新規入力などについては、画面上の「記入要項」のボタンを押してご覧ください。

(社)日本建築学会建築史・意匠委員会は、歴史的建築総目録(以下「本データベース」とする)利用者の個人情報の保護も、本データベースの記載内容と同様に重要な責務と考え、当サイトを通じて利用者の方からご提供いただいた個人情報の使用および保護について、以下のような方針を掲げ、これを遵守します。

個人情報の取得について

- 当サイトに接続することにより、利用者のIPアドレスなどアクセスログに関連する情報を自動的に取得します。しかし、利用規定に違反した場合は除き、この情報により個人を特定することはありません。
- メンバー利用の場合、事前に登録されているログイン名とパスワードの入力を求めます。この際、同時にアクセスの日時、IPアドレスを取得します。
- ゲスト利用の場合、アクセスログ以外の情報は所得しません。
- 質問などによりe-mailを送付された場合、利用者のメールアドレスに登録されている個人情報を取得します。

個人情報の保存と閲覧について

- メンバー利用の場合、登録された個人情報は、歴史的建築総目録利用者登録データベース(以下「利用者データベース」とする)に保存されます。利用者データベースはパスワードにより保護されており、サーバ管理者以外は閲覧できません。

個人情報の使用について

- 本データベース記載情報の修正ならびに新規登録をされた場合、利用者の氏名、所属が利用者データベースより呼び出され、年月日とともに本データベースの該当レコードに記載されます。これにより、情報の提供者を判別できるようにしていますが、これ以外の個人情報を他の利用者ならびに第三者が閲覧できないよう物理的・電子的に適切な手段を講じています。また、利用規定に違反した利用者がいた場合、取得した個人情報により、個人を特定する場合がありますので、ご了承下さい。なお、これら以外の目的には、個人情報を一切使用いたしません。ただし、法律等により提供を要請された場合は、この限りではありません。

- [利用の手引き](#)
- [記入要項](#)
- [時代区分一覧](#)
- [管理者メニュー](#)
- Administrator /SHEC/ (ログアウト)

451件が該当しました

[エクスポート](#) » [Map](#) »

表示件数: 並び替え:

現存	現名称+	所在地+	建築年	構造概要	設計	施工	文化財	総覧番号
有	原泉舎	静岡県富士市伝法69-2 (歴史民俗資料館分館)	江戸末期	土蔵造			市区町村指定文化財	
有	旧澤野医院居宅	静岡県袋井市川井444-1	江戸末期 -安政2年	木造			市区町村指定文化財	
有	萑山反射炉	静岡県伊豆の国市中 268-1	江戸末期 -安政4年	石造、煉瓦造 耐火煉瓦造	江川太郎左衛門 英竜		国史跡	27016
有	神子元島灯台	静岡県下田市神子元島	明治3年11月	石造	スティヴンソン	監督R.H.プラント	国史跡	27001
有	吏員退息所・倉庫	静岡県下田市神子元島	明治4~6年	石造		R.H.プラント		27002
有	神子元島第二倉庫	静岡県下田市神子元島	明治4年	石造	スティヴンソン	監督R.H.プラント	国史跡	27001
有	神子元島吏員退息所	静岡県下田市神子元島	明治4年	石造	スティヴンソン	監督R.H.プラント	国史跡	27001

歴史的建造物ケーススタディ

●F館

構造・規模・形式等		木造二階建 日本瓦葺 寄棟造り(一部下屋有) 外壁下見板貼 床面積 1階 41.31 m ² 2階 24.30 m ² 延床面積 65.61 m ²	
竣工年	移築 平成 2 年	設計者・施工者	設計者 不詳

< F館の建設及び移築等経緯 >

建設時期 不詳

清水区築地町(巴川河口付近の右岸)に板根鉄工所の建物として建設されたと思われる。

昭和 4 年 清水食品(株)設立準備として板根鉄工所の建物を取得。

昭和 5 年 清水商品株式会社の本社事務所として活用。

昭和 ? 年 缶詰会社の本社事務所としての機能は終了。

昭和 52 年 フェルケール博物館の建設予定地の北西角地に移築。

平成 2 年 フェルケール博物館建設に際し、現敷地内の北西角地に移築。

< 各階の用途 >

1 階 展示場

2 階 物 置

< 建造物の特徴 >

昭和初期の清水市内の建物としては、大変珍しい洋館造りの建物であった。

玄関軒先にある襷楽(現在の襷楽は、新しく造り直した物)は、この建物を飾る唯一のものである。

(注)襷楽: 仏様の装身具や、本堂の天井から下がっている、煌びやかな装飾品を襷楽(ヨウラク)と言う。

< 建物の価値 >

- ・ F館は、日本最初のマグロ油漬缶詰製造の清水食品(株)の本社事務所として昭和の時代に活躍した建物である。
- ・ 缶詰産業は夏はマグロツナ缶詰・冬はみかん缶詰と、旧清水市における重要な産業に発展し、清水港の主要輸出品としての役割を果たした。
- ・ 現在F館の館内には、缶詰製法の用具類・缶詰製造機械の模型などが展示され「マグロツナ・みかん缶詰の歴史」を伝える唯一の資料館になっている。
- ・ 日本最初のマグロツナ缶詰製造販売会社本社事務所として缶詰産業の歴史を見続けてきた産業遺産としての価値は高いと思われる。
- ・ F館は、管理体制のしっかりしている数少ない物件である。
- ・ 旧清水市の発展の産業遺産と言っても過言ではない物件である。
- ・ 「登録文化財」であるエスパルス・ドリームプラザの北側にある「テルハー」に匹敵する建築物である。

<昭和4年 築地町で活躍した缶詰会社本社事務所>



<昭和52年 築地町から移築した(財)清水港湾資料館の缶詰記念館 (左) と、平成2年 フェルケール博物館新築に際し、現在の敷地に移築 (右)、現在に至る。>



<現在の缶詰記念館外観>



南東より撮影



南西より撮影



北西より撮影
(電柱を整理すれば外観がすっきりする。)



北東より撮影

<正面出入口底>

端正な壁面と正面出入口の勾配をもつ庇の扱いは、四角ばった建築全体の印象を繊細な物にしている。特に軒先の攪染は、この建物を飾る唯一の物であるが、其の容姿を細やかに優しくしている。



●維持・保全の状況

<建造物の維持・保全の状況>

1) 缶詰記念館は、平成 24 年に耐震補強及び改修工事を行っている。

耐震補強工事に着いては、簡便な方法によって耐震性能（筋交の施工状況・部材状況）を判定した。

・現地調査

外壁の下見板の内、下から数枚を外し、建物外周部における筋交の配置状況、土台や柱、筋交等の腐食状況、接合金物の施工状況を確認した。

また 1、2 階の天井に点検口を設け、天井裏から筋交の配置状況等を確認した。

各部位の調査結果は以下の通り。

A) 部材の状況

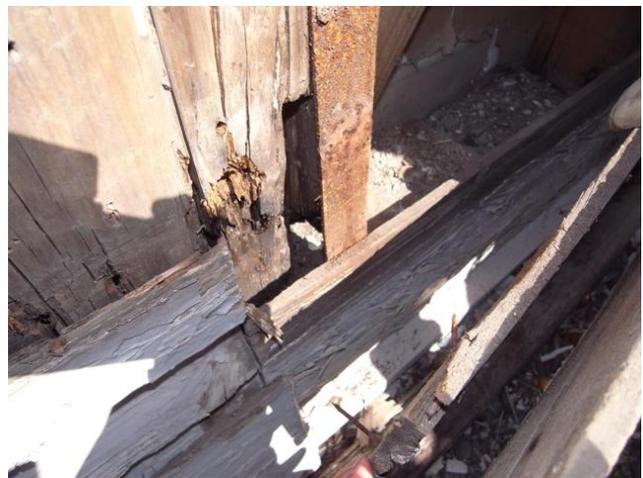
土台は 105×105mm の檜材で、移築時に交換されたものと考えられる。基礎に対してはアンカーボルトで固定されており、状態は良好である。

柱は 105×105mm の杉材で、基本的にオリジナルの部材であると考えられる。接合金物は未施工。2 カ所で柱脚の腐食が確認され、鉛直加重を支持することが出来ない状態であった。他の柱に問題は確認されなかった。（平面図参照）

筋交は 30×90mm の杉材で、移築時に交換又は追加されたものと考えられる。建物外周部の筋交はいずれも屋内側に寄せて施工されている為、内装下地の石膏ボードが直接接している。接合金物は未施工。部材の状態は良好である。



筋交の状況



柱脚の腐食した柱

B) 筋交の配置状況

平面図に示す通り施工されている。壁量計算の結果、筋交の量は 1 階においては XY 方向共に必要量の 0.59 倍と不足していた。2 階においては XY 方向共に必要量の 1.19 倍と満足していた。筋交配置のバランスについては 1 階 Y 方向以外で許容偏心率 (0.30) を超過している (0.57~0.79) ため、外力に対して 1、2 階共に建物がねじれて損傷をする可能性が高いと言える。建物東面に開口部がある為に筋交が入っていないことが主な要因である。(X 方向：間口、Y 方向：奥行)



筋交の配置状況

C) その他の部材の状況

外壁の下見板（杉材）、羽目板押え、窓枠などに一部相当な劣化が認められる。外部の塗装については全体的に塗膜の劣化が著しく、基材の腐食を防ぐ為には早急に塗り直しが必要である。屋根は、地上からの目視および小屋裏の野地、小屋組の確認から健全であると考えられる。



外壁下見板等の腐食状況



小屋裏の状況

・耐震診断にあたり

1. 地盤は、第3種とする。（静岡県第3次地震被害想定-3種地番図による。）
2. 診断ソフトは、（公益社団法人）静岡県建築士会編「木造建物耐震診断」を使用した。
3. 荷重は建築基準法施工令に準拠した。
4. 診断にあたっては、平成24年に行われた移築工事の記録を参考にした。
基礎形式は、Ⅱ無筋コンクリートの布基礎。
接合仕様は、接合ほぞ差、かすがい程度。
基礎は目視が不可能であった為、昭和52年移築工事を参考にした。
接合仕様は、工事写真から、筋違いには2倍金物が設置されているが、柱と土台及び横架材と接合金物が見当たらないのでⅣとした。
5. 外壁材の強度は指針に、下見板の項目が無いので安全側考えて木づ摺りの強度で算定した。
6. 内装は、現状を目視した。

・診断結果

1. 診断結果は、2階 X 方向(間口・奥行) : 0.95、Y 方向(間口・奥行) : 1.02 となった。

2. 評点は、1.0 未満ではあるが外壁の強度に余力が有ると思われるので、直ちに倒壊する事は、無いと思われる。
3. 液状化発生の可能性は高い区域になっている事から、対策の必要性がある。
4. 津波による浸水深さは、0～0.5m と思う。

2) 今回（平成25年度）の「建造物の価値復旧方法の検討調査」では、「精密診断法Ⅰ」（社団法人静岡県建築士会 toukai-0 関連ソフト）により診断した。

精密診断法Ⅰにより缶詰記念館の現況を診断した。

ボーリング DT により地盤は、第2種を採用した。

平成24年の耐震補強改修工事の結果を踏まえて診断した。

・結果

評点 1.4 であることから、倒壊する事はないと思われる。

その他、地盤の液状化・津波・火災に着いて検証の余地があると思われる。

液状化による建物の傾きが予想されるが、展示物の安全な場所への移動、基礎の補強が必要と考えられる。

津波については、海面がすぐ近くにあるから、近隣の非難ビルに入館者を誘導する事になる。

火災については、当建物の西面・北面は道路であり、東面は空き地、南面は耐火建築物（フェルケール博物館）、と延焼する事は少ないと思われる。

等建物の外壁は木性であるので出火しない事であるが、防災設備が完備し、火種を発する物が無
ので、火災の問題はほとんど無いと思われる。

●所有者意向ヒアリング

<所有者の意見>

調査に入る前に、耐震診断（現在の静岡県建築士会提示の精密診断前の診断方法）、耐震補強等改修工事が完了していた。しかし、調査直前に管理会社から、F館の資料を借用していたのでその範囲内で纏めた。

纏め方は、次の様にした。 (A) 建築の現況、価値に着いて（耐震改修工事前）
(B) 被害想定、改修提案 (耐震改修工事完了後)

(A) 建築の現況、価値に着いて

- ・ 建築の現況としては、かなりの痛みがきている。
引き上げ窓全体に傾きが生じていて開かない。
建物外側のペンキが剥げた部分がある。
建物の四隅部分を縦に2本の角材でボルト
締めしているが、土台との緊結がなされていない。
外側の硝子がわれてテープ貼りしている。
2階の内壁に亀裂が有る。
雨漏りの確認無。
- ・ 等記念館は建築基準法が施行される前の建設であるので、階段が適合去れておらず、2階は物置であった。
- ・ 缶詰記念館は建築的価値としてはさほどではないが、日本最初のマグロツナ缶詰製造会社の本社事務書としての価値は高い、館内には缶詰製法の用具類・缶詰製造機械の模型等が展示されており「マグロツナ・みかん缶詰の歴史」を伝える唯一の資料館になっており、産業遺産として存続させる建築物である。

(B) 被害想定・改修提案

- ・ 耐震改修工事は<建造物>の維持・保全の状況に記載した様にほぼ完ぺきに行われと思う。
- ・ 2階へは、外階段(回階段)を設置して休憩室等にしたらと思う。
- ・ 資料から推測された改修工事についても、満足されたと理解する。
等記念館は外からみると、現在フェルケール博物館の附属建物と見られがちであるが、産業遺産として後世に伝える、独立した缶詰資料館であり、存続させる建物である。
津波・液状化現象については、耐震診断の中で指摘されていたが、方策が無かった。この件については、費用の係ることである事から今後の課題である。

以上が、資料を纏めたものである。

●平常時メンテ・改修方策

<平常時メンテ・改修方策>

・F館の現状と対策

地震について当建物は耐震診断・補強工事を完了しているが、今後定期点検を実施して災害に弱い箇所・経年劣化していく所等を早期発見し、対策を練って予算の許す限りで補強する事を望む。

平成25年の耐震診断のところで指摘しているが、津波・地盤液状化に着いての検証が必要である。

繰り返しになるが、地層から判断すると液状化による建物の傾きが考えられるが、展示物の安全な場所への移動・建物の基礎の補強が必要になってくると思われる。

消防用設備については、非常警報器・自動報知器・消火器が消防法通りに設置されている。屋内消火栓はフェルケール博物館の消火栓を使用可能と考えられる。

近隣に火災が発生した時は、フェルケール博物館の消火栓により出来る範囲で缶詰記念館に放水して延焼を防ぐことも考えられる。

欲を言えば、非常用放送設備の設置（フェルケール博物館の設備を利用して）・2階（この階は展示室では無いが）に避難器具を希望する。

建物の細部にわたっての災害防止チェック表・日誌を作成して、定期的にチェックして維持管理の徹底を望む。

津波については、津波が発生したと仮定して、近隣の避難ビル（天野回漕店本社ビル）に入館者を誘導する訓練を定期的に行う。

地域の防災訓練に参加して、地域住民との交流を日頃から心がけ災害時の対応策を話し合っただけで災害に備える事を希望する。

2階も展示室・休息の場にして、屋外階段を設けて、ゆとりのある資料館を考えたらと思う。

（当建物は、建築基準法が施行前に建設された建物で、階段が不適合で現在使用されておらず2階は物置になっている。）

・上記を纏めてみると

耐震診断を実行して補強の必要性があれば補強工事を実施する事。

地盤を調査して、液状化の疑いがあれば液状化の検証を行う事。

補強の必要性があれば補強工事を実施する事。

近隣火災の延焼は風向き等により判断して避難、自家からは火災を出さないようにガスの元栓を閉める。

消防法を満たす消防設備を設置する事。

災害防止点検票・日誌により定期的にチェックし維持管理を徹底する。

災害発生時、建物内の人間を安全な場所に誘導する。

地域の防災訓練に参加する事・地域住民との交流を深めて災害時の対応策を練っておく事。

其の他まだまだ色々な事が考えられるが、命・安全第一で「歴史的建造物のみならず、全ての建造物にも平常時に、災害時の防災対策及び復旧方法を考える。」ことを肝に銘じていきたい。

建築物は、災害のみならず、経年劣化を余儀なく進行していく。

缶詰記念館においても、柱脚の腐食部分は、根継の補強している。

窓枠・外壁の下見板の腐食している個所は、交換した。

又腐食を防ぐために、外部の空気に接している部分は、塗装して補った。

展示棚の転倒防止金具の設置。

其中でも床からの針金により、陳列棚の床底を固定する、独特な固定方法もとっている。

以上が、我がグループでの「平常時のメンテ・改修方策」に着いて話し合った意見である。

●応急措置・復旧方法

<応急処置と復旧方法>

・缶詰記念館の被害想定と対策

缶詰記念館は、耐震改修工事・家具転倒防止工事が完了しているため、地震発生直後に崩壊する事は無いと思う。

当建物に傾斜が認められた時は、災害により崩壊した他の建物の木材等（柱・貫材・胴縁材・釘）を探し出して控柱、板材を筋交の様にくぎで打ち付ければ、当座の崩壊をくい止める事ができる。

これは、私が「神戸の大震災の時災害応急度判定士」として派遣された時、この目で見た事実ある。

又、展示棚の硝子が強化硝子であっても、展示物の転倒により、硝子が割れて硝子の飛散は避けられないから、地震が発生した時は落ち着いて速建物の外へ避難しなければならない。

地震発生によって、開口部の建具がきしみ開閉が困難になることがあるが、その時は足等で外部建具のガラスを打ち破って避難する事。

フェルケール博物館と玄関を繋ぐテント張りの渡り廊下は、地震直後の火災発生前に延焼防止を考えてテントを取り外すこと。

震災による火災の発生を防ぐため、電源を切る。

缶詰記念館から見ての近隣に火災が発生していないか、また延焼しないか、確認する。

延焼が考えられる際は、消火栓の水を建物に放射し延焼を防ぐ。

展示物を安全な所へ移動する。

津波の発生の際に出た時は、近隣の非難ビル[天野回漕店本社ビル RC 造 4 階建]に入館者を誘導する。

所有者の鈴与(株)は、歴史・伝統への関心への高さは相当なものであるから、会社の上層部・缶詰記念館の管理部門が缶詰記念館に関しての応急処置・復旧方法について、今後なお一層が対応されていくと考えられる。

資料 5

歴史的建造物の保全・活用に関するアンケート

～平常時及び非常時における建築士の役割～

ブロック (東部 中部 西部) 地区名 () 性別 (男 女)
年代 (20 30 40 50 60 70) 代 専門分野 (設計 構造 施工 設備 教育 まちづくり)

1 H20 年度から本会は「地域文化財専門家」育成研修を実施しています。これは文化財建造物・歴史的建造物に関する知識を深め、歴史的建造物の価値判断や調査ができる専門家を育成するためのものです。

この研修を実施していることを知っていますか。

- a 知らない
- b 知っている

2 この「地域文化財専門家」育成研修の受講について、お聞きします。

- a 受けようとは思わない
- b 受けてみたいと思う
- c すでに受けている
- d その他 ()

3 前問に「a 受けようとは思わない」と答えた方にお聞きします。その理由は何ですか。

- a 歴史的建造物などには興味がない
- b すでに歴史的建造物の知識があるから必要ない
- c その他 ()

4 H25 年 9 月に本会は「静岡県ヘリテージセンターSHEC」を設立し、歴史的建造物の保全・活用に取り組んでいます。SHEC…静岡県の S、ヘリテージ（遺産）の HE、センターの C。呼称は「シーク」この SHEC が設立されたことを知っていますか。

- a 知らない
- b 知っているすでに SHEC 構成員になっている方は○を付けてください ()

5 身近な場所で、歴史的建造物の所有者等から依頼があり、建物の現況調査が必要になったとします。貴方は、調査に参加したいと思いますか。

- a 参加したくない
- b 参加したい

6 前問で「a 参加したくない」と答えた方にお聞きします。その理由は何ですか。

- a 歴史的建造物に興味がない
- b 歴史的建造物に関する知識がない
- c 歴史的建造物に関する調査の 実績がない
- d 時間がないし他にやるべきことがある
- e 無償ではできない
- f その他 ()

7 さらに詳細な調査や維持保全、補修・補強等の検討が必要になった場合、どのような条件なら、この調査に参加しますか。

- a 無条件で参加する
- b 一定の報酬があれば参加する
.....その報酬はどれくらいですか
(1,000 円/h 2,000 円/h 3,000 円/h) その他 ()
- c 参加しない

8 前問で「c 参加しない」と答えた方にお聞きします。その理由は何ですか。

- a 歴史的建造物に興味がない
- b 歴史的建造物に関する知識がない
- c 歴史的建造物に関する調査の 実績がない
- d 時間がないし他にやるべきことがある
- e その他 ()

9 大規模地震等の災害時には、応急危険度判定が行われた後、本会（SHEC）では歴史的建造物の被災状況調査を実施することを考えています。大地震が起これば自分自身が被災を受けることも予想されますが、大地震から 1～2 ヶ月後、活動できる状況にあると仮定して、災害時の歴史的建造物の被災状況調査の参加について、どのように思われますか。

- a 参加したくない
- b 参加したい
- c その他 ()

10 前問で「a 参加したくない」と答えた方にお聞きします。その理由は何ですか。

- a 歴史的建造物に興味がない
- b 歴史的建造物に関する知識がない
- c 歴史的建造物に関する調査の 実績がない
- d 時間がないし他にやるべきことがある
- e その他 ()

11 歴史的建造物の維持・保全のためには、歴史的価値をいかに所有者が理解しているかが重要です。所有者に建物の価値を理解してもらうためには、どのようなことが最も有効だと思われますか。一つ選んでください。

- a 所有者に直接話しをして理解してもらう
- b 建物の価値について文章にまとめて所有者に提示する
- c 建物の価値を写真構成して所有者に示す
- d 類似した事例を示して理解してもらう
- e その他（自由にご記入ください）

12 地震により被災した歴史的建造物の価値が大きく損なわれたとします。建物を解体せず存続させていくために、所有者に何をどのように伝えればよいと思いますか。

13 歴史的建造物の保全・活用について、課題、要望、意見など何でも構いませんからお書きください。

14 歴史的建造物に関する調査の報酬について、注文、意見など何でも構いませんからお書きください。

15 静岡県ヘリテージセンターSHECの活動や運営について、注文、意見など何でも構いませんからお書きください。

どうも ありがとうございました。

資料 6

歴史的建造物の保全・活用に関するアンケート：筆記回答

12 地震により被災した歴史的建造物の価値が大きく損なわれたとします。建物を解体せず存続させていくために、所有者に何をどのように伝えればよいと思いますか。

回答：225 件

○建物の価値をいかに所有者に伝えるかに関すること…118 件／225 件（52%）

歴史的価値、建築的価値、文化的価値や、この場所にしかない地域的価値を所有者に理解してもらう。

地域の歴史の証しとしての重要性。現在に至る歴史、由来、日本人の誇り。存続させる意義、後世に残すことの意義を伝える。

○修復、補強等の手法の提案を所有者に提示する。

費用、経費がどれくらいかかるか、公的補助の有無を含めて所有者に提示すべきであること。

○①歴史的存続の重要性の説明 ②補足材料の有無（現在入手できるのかの有無） ③技術者、技能者の手配の有無 ④工期（生活継続不可検討共）

13 歴史的建造物の保全・活用について、課題、要望、意見など何でも構いませんからお書きください。

回答：218 件

○ヒト・カネ・セード…保全・活用には「ヒト（人）」「カネ（金）」「セード（制度）」が必要である。人は所有者、行政、建築士＝地域文化財専門家。金は保全・活用の為の建築の設計・工事費、専門家の調達費・活動費。制度はこれらをつなぐネットワーク組織と支援する法制度。

○教育・研修：人育ての大切さ…専門家（建築士）に対する研修・講習。

小学生以上を対象にした教育、こどもの頃から歴史的建造物に親しむ・重要性に触れる機会をもつこと。

○行政の支援…補助、税制優遇

○写真集の出版、見学会の実施、気軽に参加できるイベント…一般の人の参加

14 歴史的建造物に関する調査の報酬について、注文、意見など何でも構いませんからお書きください。

回答：149 件

○無報酬でよい、が 6 件／149 件…4% 少数意見としてあった。

○調査・業務に見合う報酬は必要だとする意見が大勢を占めた。

専門家として行う業務の報酬は当然。専門家を専門家として扱うべきであること。

○調査には経費がかかることに対して、建物所有者への理解を求めることが必要とする意見もあり、また行政からの支援を求める意見もあった。

15 静岡県ヘリテージセンターSHECの活動や運営について、注文、意見など何でも構いませんからお書きください。

回答：100件

○もっと広報・PRを…26件/100件 26%

SHECの存在自体、SHECの活動を一般県民にも行政にも広くPRすべきこと。情報発信が足りないこと。

テレビ、ラジオ、新聞、折り込み、ネットを利用して多くの人にSHECの存在・活動内容を知ってもらい理解・協力してもらうこと。

学校関係、自治会等へも回覧・アピール・協力依頼をすること。

○建築士会の中でSHECの活動は、一つの柱（目玉事業）になることを望んでいる。

○若い人のエネルギー、若い人の参加が望まれる。

○行政組織にある上下関係よりは、アカデミックなつながりをはじめとし横の連携を重要視すること。異業種交流。フューチャーセンター化。

(1)

B 中

昭和16年11月29日第三種郵便物認可

歴史的建造物 災害から守れ

県建築士会が専門機関

「建築士等が災害時に歴史的価値保全復旧手法を提示する活動のためのマニュアル整備と
当該活動への参加意識調査を通じたマニュアルの実用性向上」

県建築士会が地域の歴史的建造物を後世に残すための専門機関「静岡県ヘリテージセンター(SHCC)」を設立し、建造物の保全や大規模災害時の対応に向けて準備に乗り出した。価値ある建造物を掘り起こし、災害発生時にいち早く対応できるよう所有者への聞き取り調査や対応マニュアルの作成を進めている。

同会は2008年度から、建造物の価値や維持方法を助言する地域文化財専門家の育成

研修に取り組んでい
る。前年度までの研修
修了生は137人。S
HCCには現在、修了
生を中心に63人が所属
している。

センターが主な対象
とするのは、指定、登
録文化財に比べて行政
の目が行き届きにくい
未指定建造物だ。同会
は古民家や寺など71
7件をリスト化し、昨
年から歴史的価値の評
価や所有者の意向調査
を行ってきた。

調査では、所有者か
ら老朽化や維持管理の
手間に悩む声が寄せら

717件を化 リスト 所有者の意向調査



災害後の状況調査や行政との連携を確認する静岡県ヘリテージセンターのメンバー＝8日、浜松市中区

れた。塩見寛センター長(61)は「専門家の視点から建造物の価値を伝えることが必要」とセ

割を説明する。歴史的建造物の被害が想定される震災に備え、塩見さんは「建築物の特徴を把握し、日頃

から所有者と信頼関係を築くことが災害時対応に直結する」とも指摘する。同会の3支部にセンターの窓口を設け、電話やメールで相談を受け付けている。

8日には浜松市中区で図上訓練を行い、市の職員を交えて被災状況調査の方法を検討した。参加したセンターのメンバーは発災後の所有者との連絡、初動態勢と指揮系統などを課題に挙げた。

今後は大工や左官など建築関係の職人団体と協定を結び、建造物を守るためのネットワーク構築を目指す。

公益社団法人 静岡県建築士会



歴史的な建物を地震などの災害からどう守っていくかが課題になっています。こうした建物は、どこにどれくらい残されているのか把握されておらず、耐震化も進んでいません。この現状を変えようと始まった静岡県建築士会の取り組みを取材しました。

東日本大震災で歴史的な建物が大きな被害を受けました。中には解体されてしまったものも少なくありません。「地震の被害を想定して、今の段階で補強のしかたや補修のしかたが必要ですよと提案しよう。価値あるものを何とか残していきたい」

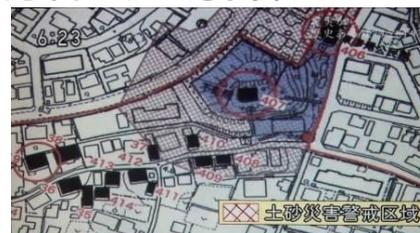


静岡県建築士会では調査の結果を基に、最大で震度6強の揺れを想定したシミュレーションをします。壊れ方を分析し最小限の柱や梁を足すなど、建物の価値を損なわずに耐震性を高める方法を考え、所有者に伝えるのです。しかし、大きな課題に直面しています。建築の伝統構法や部材が独特のため、費用の負担が大きく、なかなか補強工事を行うまでに至らないのです。



静岡県建築士会では県内をまわり、歴史ある建物を掘り起こす活動を進めています。江戸城にも使われた伊豆石をふんだんに使った蔵や、土佐藩の定宿だった建物など、これまでに717件を選びました。こうした情報を広く共有するために独自の地図づくりも行っています。

歴史的な価値が認められる建物には赤い丸印を付け、さらに災害から建物を守るための情報も書き加えました。火災が起こったときに必要な消火栓の位置、土砂災害の危険性がある地域も明示します。今後はこの地図をもとに行政や所有者に対して地震など災害への備えを呼びかけていきます。



「歴史的建造物はその地域の歴史も見えるような大事なものになっているわけですから、建築士が自ら動いて、いい建物を何とか価値を保ちながら存続させていく方法を検討していく行動をしていきたい」



ほんとに地道な取り組みなんですけど、どこにどんな建物があるのか、正確に把握するのが第一歩なんだと改めて感じましたね。また地域の方たちがその価値に気づいて自分たちで守っていくんだと思えるように、この活動を続けていってほしいですね。

静岡県建築士会では、実際に地震が起こったとき、どのようにして歴史的な建物の被害状況を確認するのか、また誰が修復に携わるのかといった被災後のマニュアルづくりも進めています。今年度中に完成させる予定だということです。